

## 新上五島町のとうがらし振興と産品づくり ～加工品で地域活性化!!～

お問合せ先  
農業振興普及課  
(上五島)  
0959-52-8175

新上五島町では平成27年から、高齢者でも栽培しやすい軽量・高単価な品目として、とうがらしの栽培が行われています。さらに、高付加価値化や栽培意欲向上を目的として加工品開発にも取り組んでおり、振興局ではこれまでに、JA・地元企業と連携して「唐辛子五島うどん」等の開発を支援してきました。令和6年度からは、JA ごとう女性部と連携し、島内販売用の唐辛子味噌や甘夏胡椒等の開発、JAごとうの紹介による加工業者と連携したラー油開発に取り組んでいます。今後は試作品の試食やアンケート調査を実施し、加工品の絞り込みや商品化に向けた改善を行う予定です。



(新上五島町のとうがらし)



(JAごとう女性部の皆様)

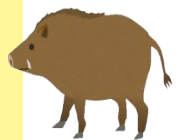
## 狩 猟 期 間 中 で す !!

お問合せ先  
農業振興普及課  
0959-72-5115



【狩猟期間】

令和6年11月15日(金)～令和7年2月15日(土)まで  
(ニホンジカ及びイノシシのみ R6.11.15(金)～ R7.3.15(土)まで)



### <狩猟前に必ず確認をお願いします!>

- ① 事故や違反のないよう、狩猟読本等をよく読み、狩猟を行いましょ。
- ② 人が近くにいる可能性のある田畑・山林及び山道などでは、特に注意しましょ。
- ③ 銃の矢先に建物・農作物など無いか、獲物が狩猟鳥獣であるか十分に確認し、少しでも不安を感じた時は、発砲しないようしましょ。
- ④ 捕獲後の鳥獣の処理は適正に行いましょ。
- ⑤ 猟具、靴、車両等の洗浄・消毒をお願いましょ。

### <田畑・山林での作業者及び山道歩き者へのお願い>

- ① 目立つ服装やラジオを流すなど、周囲に自分を知らせましょ。(登山歩道を外れない・藪の中に入らない)。
- ② 「わな」を見つけても危険ですので、絶対に近づかないでください。
- ③ 狩猟の危険行為や事故に遭遇したときは、振興局や警察へ通報するようお願いましょ。
- ④ 野生動物の死体に直接触れたり近づかないようお願いましょ。